

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

## 入札案件概要書 (物品)

契約番号 : 8806

件名	資器材搬送車購入 (海老名支援1更新)	
履行場所	海老名市大谷816番地	
期間	本契約締結日 ~ 令和9年3月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当しますので、仮契約の締結 (令和8年5月20日予定) になります。議会の議決を得た後、本契約として成立します。	
予定価格	55,275,000円 (税込)	50,250,000円 (税抜)
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (同等品や仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	690 自動車	
	発注区分 区分の詳細は入札公告 で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	なし	
事前提出書類 (システム添付)	なし		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください。)		
仮契約締結時までに提出する書類	契約保証金の手続きに関する申出書(本概要書添付の申出書を使用してください。) なお、契約保証金の手続きにつきましては、市ホームページ「令和8年度第2回入札公告(4月3日公告)」にあります「入札説明書 契約保証金の取扱い」を確認してください。		

令和 8 年度

資器材搬送車購入（海老名支援 1 更新）

仕様書



海老名市消防本部

# 《目次》

## 第1章 総則

- 1 概要
- 2 適合法令
- 3 中間検査
- 4 完成検査
- 5 納入
- 6 保障
- 7 登録及び保険料等
- 8 技術指導
- 9 車両引取り
- 10 提出書類

## 第2章 シヤシ

- 1 シヤシの概要
- 2 主要諸元
- 3 装備品
- 4 付属品

## 第3章 車体の艤装

- 1 キャブの構造
- 2 車体の構造
- 3 荷台室の構造

## 第4章 車体の塗装及び記入文字

- 1 塗装
- 2 記入文字

## 第5章 消防デジタル無線及びAVM

## 第6章 その他

### 別表 装備品等一覧

- 1 シャシ
- 2 車体艤装
- 3 取付品及び取付装置
- 4 付属品

# 第1章 総則

## 1 概要

- (1) 本仕様書は、海老名市（以下「発注者」という。）が、令和8年度に購入する、資器材搬送車（以下「車両」という。）の艤装、性能及びその他これらに関する必要な事項について定めるものとする。
- (2) 受注者は本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。なお、契約後に本仕様書について発注者担当職員と打合せを行い、細部についての確認を行うこと。
- (3) 製作過程において、本仕様書に変更の必要が生じた場合は、直ちに発注者と協議し、発注者あてに書面をもって提出し、承認を得た場合のみ仕様の変更をすることができるものとする。
- (4) 本仕様書に明記のないものについては、メーカー公表の標準仕様とする。また、記載のない事項でも当然必要と思われるものについては、受注者の責任において充足するものとする。
- (5) 製作に使用する全ての部品等は、新品を使用すること。
- (6) 指定するものが廃番等の場合は、同等品以上を可とする。
- (7) 受注者は、設計、製作、材料及び部品等に関して、特許その他権利上の問題が生じた場合には、その責任を全て負うこと。

## 2 適合法令

- (1) 車両は、本仕様書に定めるところによるほか、次に掲げる各法規に適合するものであること。
  - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
  - イ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
  - ウ その他関係法規
- (2) 神奈川陸運局の検査に合格、新規登録手続きを完了、緊急自動車としての承認が得られたものであること。また、艤装に使用する材料は

すべて日本産業規格（産業標準化法(昭和24年法律第185号)）と同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。

### 3 中間検査

- (1) 中間検査は、仕様書及び承認図に基づき、発注者職員立会いのもと装備品を取付ける前に実施するものとする。
- (2) 検査の申請は、検査予定日の概ね14日前までに検査日時を事前確認後、書面をもって申請するものとする。
- (3) 中間検査時の指摘事項については、完成検査までにこれを是正すること。

### 4 完成検査

- (1) 完成検査は、神奈川県陸運事務所の新規登録後、納入場所において発注者担当職員が立会いのもとに実施するものとし、検査の合格を確認した後に引渡しを行うものとする。
- (2) 完成検査は、機関等の確認を実施するものとし、検査に不合格の場合には、発注者が指定する日までに、部品の交換補修又は改修を行い、再検査を実施するものとする。
- (3) 検査の申請は、検査予定日の概ね14日前までに検査日時を事前確認後、書面をもって申請するものとする。

### 5 納入

納入は、車両登録後に車両、装置及び取付品の清掃等を行い、各タンクを満量とし、納入場所及び期限は、次のとおりとする。

- (1) 納入場所 神奈川県海老名市大谷816番地 海老名市消防本部
- (2) 納入期限 令和9年3月31日
- (3) 昨今の世界情勢等の影響により、車体等が納入までに時間を要する場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

### 6 保障

- (1) 保障期間は、納入日から換算して1年とする。ただしメーカーが1

年以上の保証を定めている場合は、メーカーの保証期間とする。

- (2) 保障期間後であっても、設計、材質及び艤装の不良等に起因する不具合、故障、破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに修理を行うものとする。

#### 7 登録及び保険料等

車両納入までに要する費用は、全て受注者の負担とする。ただし、自動車登録手数料、自動車損害保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料は除く。

#### 8 技術指導

受注者は、発注者が指定する日時に指導員を派遣し、当該車両の運用開始までに車両の構造説明及び取扱い方法等の技術指導を、3回程度実施する。また、納入後においても定期的に巡回し、車両の現状等を把握しておくとともに、車両に関する情報提供等を行うものとする。

#### 9 車両引取り

受注者は、本車両納入後、発注者が指定する車両及び資器材を無償で引取り、適正に処理すること。

#### 10 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後2週間以内に仕様内容について打合わせを行い、十分に協議し承認を得た上で製作するものとする。また、次の図書をA4ファイルに製本し、各2部提出すること。

ア 製作工程(予定)表

イ シャシ4面図

ウ 艤装外観5面図

エ 仕様寸法図

オ キャブ内図面

カ 荷台室レイアウト図

キ 電気配線系統図 (ヒューズボックスレイアウト図含む。)

ク 外部シャワー関連系統図

ケ その他発注者が指定するもの

(2) 受注者は、完成図書として納入時に次の図書をA4ファイルに製本し各2部提出すること。ただし、既にA4以外のサイズで製本されている図書については、この限りではない。

ア 完成図

イ 車両、付属品及び取付品等の取扱説明書

ウ 改造自動車等審査結果通知書

エ 自主表示の写し

オ 付属品及び取付品一覧表

カ 自動車検査証

キ 自動車損害賠償責任保険証書

ク 完成写真5面（紙ベース及びデジタルデータ）

ケ 製作工程写真

コ 納品書

サ その他発注者が指定するもの

## 第2章 シャシ

### 1 シャシの概要

令和8年に製造された3トン級以上のシャシとし常時登録された車両総重量の状態において十分耐えられるものであり、法定点検等の整備が容易に行える構造であること。また、道路運搬車両等に適合する全ての保安装置の取付け及び搭載をすることとし、発注者が指示する車両の艤装に最も適したものとする。

### 2 主要諸元

(1)	型	式	3トン級以上のシャシ			
(2)	全	長	7,300mm以下			
(3)	全	幅	2,300mm以下			
(4)	全	高	3,400mm以下（積載ボートは含まない。）			
(5)	車	両	総重量	8,000kg未満		
(6)	ホイール	ベース	4,000mm以下			
(7)	エ	ン	ジ	ン	ディーゼルエンジン	
(8)	最	高	出	力	110KW以上	
(9)	総	排	気	量	2,900cc以上	
(10)	変	速	機	オートマチックトランスミッション		
(11)	駆	動	方	式	四輪駆動	
(12)	乗	車	定	員	5名	
(13)	制	動	装	置	空気油圧複合式ブレーキ（ABS付）	
(14)	タ	イ	ヤ	令和8年式（全て同一製造月）		
(15)	燃	料	タ	ン	ク	100L以上
(16)	バ	ッ	テ	リ	ー	115E41L以上の性能のもの
(17)	外部	充電	コンセント	バッテリー用		
(18)	オル	タ	ネ	ー	タ	24V-80A以上
(19)	エンジン	回転	計			

- (20) サスペンション強化及びスタビライザー（車両総重量の状態において十分耐えられるもの）
- (21) 寒冷地仕様
- (22) その他、当然必要と受注者が判断したもの

### 3 装備品

- (1) パワーステアリング
- (2) エアコン装置
- (3) 電動格納式ミラー（熱線入り）
- (4) 後退警報装置
- (5) エアバッグ
- (6) パワーウィンド
- (7) 集中ドアロック
- (8) AM・FMラジオ
- (9) カーナビゲーションシステム
- (10) LEDヘッドランプ
- (11) LEDフォグランプ
- (12) フロントバンパースポイラー
- (13) フロントメッキグリル
- (14) サンバイザー
- (15) サイドバイザー
- (16) 泥除けゴム（全輪）
- (17) ナンバーフレーム
- (18) ドライブレコーダー
- (19) バックアイカメラ
- (20) ETC車載器
- (21) AC/DCインバーター
- (22) デジタル時計

(23) 防水防汚性能シートカバー（全席）

(24) その他、当然必要と受注者が判断したもの

#### 4 付属品

(1) フロアーマット

(2) スペアタイヤ

(3) タイヤチェーン

(4) ブースターケーブル

(5) 標準工具

(6) 非常停止板

(7) 牽引ワイヤー

(8) スタットレスタイヤ（ホイール付）

(9) シャッター鍵（2個）

(10) 予備鍵（2個）

(11) ボートカバー（既存ボート対応のもの）

(12) 予備ヒューズ

(13) その他、当然必要と受注者が判断したもの

### 第3章 車体の艤装

#### 1 キャブの構造

- (1) 車体の両側面構造は、キャビンと一体感のある丸みを帯びた曲面構造とし、上部をハイルーフ上面と同程度の嵩上げとすること。また、相対的な重量軽減を図り、車体重量、前後左右バランス、転倒角度等も十分考慮して、作成すること。
- (2) 車両後部のオーバーハングは、可能な限り短くすること。
- (3) キャブ左側上部に、訓練旗差し込み装置を設け、訓練旗1旗納品すること。(取付け位置等については、別途協議とする。)
- (4) キャブ内と荷台室内は、隊員が往来できる構造とすること。
- (5) フロントグリル部中央付近に、消防章を取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)
- (6) 車両前部に、強度を明記したバウシャックルを2個取付けること。
- (7) 車両後部に、強度を明記した牽引用フックを取付けること。(外れ防止機能付き)
- (8) 電子サイレンアンプと連動する連発型赤色点滅灯を、フロントグリル部に2個、キャブ正面上部に12個(左寄り6個、右寄り6個)左右に4個(左右各2個)取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)また、サイレン用スピーカーを適当な位置に取付けること。(個数、取付け位置については、別途協議とする。)
- (9) キャブ正面上部中心及び左右に、標識灯を設けること。(取付け位置については、別途協議とする。)
- (10) 助手席から後方を確認できる補助ミラーを設けること。
- (11) 車内助手席上部に、照明灯を取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)
- (12) 車内上部に、収納スペースを可能な限り多く設けること。
- (13) 電子サイレンアンプ、集中操作スイッチ、消防デジタル無線機(以

下、「無線機」という。) 車両動態システム(以下、「AVM」という。)  
架台を車内の操作しやすい位置に配置すること。AVM架台については、配線を施すこと。(取付け位置については、別途協議とする。)

- (14) 集中操作スイッチの内容は、契約後に発注者が指示する。
- (15) キャブ内から荷台室内へ隊員が往来できるよう、運転席と助手席の間は、可能な限りスペース確保に努めること。
- (16) 各書類ボックス・各棚を可能な限り多く取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)
- (17) 運転席及び助手席上部に、フック等を必要数設けること。
- (18) 運転席及び助手席は、防水防汚性能のあるシートカバーを装着すること。
- (19) 適切な位置に、車輪留め2組(左右各1組)を積載すること。(取付け位置については、別途協議とする。)

## 2 車体の構造

- (1) 車両全般は、防水性を十分考慮すること。
- (2) バッテリーは、マグネットコンセントにより充電ができる構造とすること。
- (3) 車両バッテリーを用いて、1000W程度のインバーターを車内に取付け、キャブ内(1個)、荷台室内(2個)外部(1個)にコンセントを取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)電源は、インバーターを通した車両または、積載する発電機から供給するものとし、切替えスイッチを運転席と助手席の間に作成するボックス内に設けること。
- (4) 燃料タンクは、容易に給油できる位置とする。(燃料種類を明記)
- (5) ヒューズ等は、車両用と艀装用に分けて収納し、容易に交換できるものとする。
- (6) 車体下部には、LED車幅灯を必要数取付けること。

(7) 泥除けを全輪に設け、左右後輪付近にLED路肩灯を必要数取付けること。

### 3 荷台室の構造

(1) 荷台室上部は、外板約150mm立ち上げ1段手すり枠を設けボート等を積載、固定ができる構造とすること。

(2) 荷台室上部は縞板構造とし、手動式ボート昇降装置を取付け、ボート等の積み下ろしが容易にできる構造とすること。

(3) 上記装置に、ボートを積載しない時は、積載ボックス等を積載できる構造とし、積載ボックスを作成し納品すること。

(4) 荷台室上部に、ボート固定用フックを必要数取付けること。

(5) 荷台室左右上部に、周囲を照らすLED作業灯8個（片側4個）、電子サイレンアンプと連動するLED警告灯8個（片側4個）を取付けること。（取付け位置については、別途協議とする。）

(6) 荷台室後部に、周囲を照らすLED作業灯2個（左寄り1個、右寄り1個）、電子サイレンアンプと連動するLED警告灯4個（左寄り2個、右寄り2個）を取付けること。（取付け位置については、別途協議とする。）

(7) 荷台室内には、LED室内灯を必要数取付け、エンジンを始動させなくても（鍵を挿していない状態）点灯する構造とすること。

(8) 左側前方付近にルーフデッキに登り降りできる昇降用梯子を取付けること。

(9) 左側側面に、隊員乗降用の内折り戸（窓付き）を設けること。

(10) 荷台室左側面に、シャッター扉を設けること。なお、仕様は次のとおりとする。

ア 手動式上下操作型のシャッターとし、ボックス内の収納物の荷崩れ又は接触等により開閉が困難にならないような構造とすること。

イ 十分な強度を有するロック機能を設けること。

- ウ 閉鎖状態が不十分な場合に表示で、警告するものとする。
  - エ バーハンドル式とする。
  - オ 資器材の収納部を有効に照射できるLEDボックス内灯を必要数設け、スイッチはシャッター開閉に連動すること。
- (11) 取外し可能及び高さ調整可能な棚1個を、上記シャッター取付け位置の荷台室内に取付けること。なお、仕様は次のとおりとする。
- ア 1段目は、水難救助用浮力調整装置(BC)を4機縦置きで固定できる構造とし、外側から隊員が着装できるものとする。
  - イ 2段目以降は、各資器材を収納できるスペースを設けること。
  - ウ 1段目及び2段目は、両側から出し入れできる構造とする。
  - エ 2段目は、外側に収納扉を設けること。
  - オ 荷台室内後方側に、台車に積載した船外機を固定できる構造とすることとし、船外機用台車1台を納めること。
- (12) 荷台室右側外側上部に、サイドオーニングテントを設け、脚部固定用の金具を取付けること。その他サイドオーニングテントを使用するにあたり必要となるものを併せて納めること。
- (13) 荷台室内の適当な位置に、冷暖房装置を取付けること。
- (14) 荷台室内右側の適当な位置に、窓を設けること。
- (15) 荷台室内前寄りに折り畳み式の椅子を3脚取付け、防水防汚性能のあるシートカバーを装着すること。折り畳み椅子上部には、収納庫及びフック等を必要数設けること。
- (16) 荷台室内天井面に、強度の優れたステンレス製ハンガーパイプを可能な限り多く取付けること。(取付け位置については、別途協議とする。)
- (17) 荷台室内中央部及び最後部に、巻き取り式カーテン(天井面から容易に下せる構造かつ、環状の部品が付いているもの。)を取付けること。中央部設置のものは、隊員更衣室等として分割できる仕様とする

こと。(取付け位置については、別途協議とする。)

(18) 荷台室内部は、取外し可能な棚の場所を除き、資器材収納コンテナ等を可能な限り多く積載できるようスペース確保に努めること。資器材収納コンテナ及びカゴ台車を必要数納めること。(型番等については、別途協議とする。)

(19) 荷台室内部で隊員が用便を行えるよう、スペースを設け、簡易トイレ式を納めること。(型番等については、別途協議とする。)

(20) 荷台室内床面は平らな構造とし、水洗いできる構造とすること。また、水が流れるよう水抜き穴を必要数設けること。

(21) 荷台室内部左右側面にアルミ縞板を張り付け、ラッシングベルトレールを左右、上下に可能な限り多く取付け、ラッシングベルトも必要数納めること。(レール取付け位置及びラッシングベルト型番等については、別途協議とする。)

(22) リア開口部は2分割全面開放とし、外側にテールゲートが収納・固定するロック機能を設けること。

(23) リアゲートは、荷台室最後部に取付けること。なお、仕様は次のとおりとする。

ア 電動油圧駆動式とすること。

イ 床面は、可動式キャスターストッパー及びサイドストッパーを設けること。

ウ 主電源スイッチは、キャブ内に設け、操作スイッチは後部左側側面と昇降用リモコンスイッチを設け、その他ワイヤレスリモコンスイッチを設けること。

エ 荷台外板は、地面との干渉部分には保護枠を取付け、全面塗装を施すこと。

オ 目隠しとなる、カーテンを設置できる構造とすること。

(24) 荷台室左右側面下に、収納ボックスを可能な限り多く取付けること。

各収納ボックスは開閉ロック機能を設け、開放時に連動する庫内灯を設けること。また、各収納ボックスにスノコを設けること。

- (25) 荷台室の適当な位置に、給湯用タンク、給湯器、灯油タンク、外部シャワーを設置すること。タンク水及び灯油の補給等がしやすい構造とすること。（給湯用タンク容量及び外部シャワー取付け位置については、別途協議とする。）
- (26) 適切な位置に、6型自動車用消火器（取付け金具含む。）を設置すること。（取付け位置については、別途協議とする。）

## 第4章 車体の塗装及び記入文字

### 1 塗装

- (1) 車体は、十分に錆落としの上、耐久性に富む朱色塗料を使用すること。
- (2) 車体下回りは、防錆黒色塗装とすること。
- (3) 車体天板、キャブ前面フロントグリル及び正面バンパーは、ラプターライナー等で黒く塗装すること。
- (4) キャブ正面上部（赤色灯取付け位置より上部）から側面にかけて及び荷台室左右上部は、黒色で塗装すること。
- (5) 左側側面内折り戸（窓付き）は、白色塗装とすること。
- (6) 塗装完了後、各開閉扉は密閉試験を実施し、建付け不良及び水の侵入がないことを念入りに確認すること。
- (7) 保障期間内に、塗装及びメッキ部分に変色、亀裂、剥離、浮き等が生じた場合には、受注者の負担において再塗装とすること。
- (8) 詳細については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。

### 2 記入文字

- (1) 記入文字の詳細については、次のとおりとすること。
  - ア 文字は、発注者が指定する文字を除き、白色カッティングシートによる丸ゴシック体（一部除く）とし、位置及び文字の大きさ等の詳細は、別途、発注者が指示する。
  - イ キャブ左右ドア上部黒塗装内に「海老名市消防署」と記入とすること。
  - ウ キャブ左右ドア下部に「海支1」と記入すること。
  - エ キャブ前方中心に「S U P P O R T」、正面から見て右側に「S 1」と記入すること。
  - オ キャブ正面上部黒塗装内に、「E B I N A C I T Y F I R E D E P A R T M E N T」と記入すること。
  - カ 正面標識灯は、黒地に白文字で「海老名支援」と記入すること。

- キ 左右標識灯は、黒地に白文字で「支援1」と記入すること。
  - ク 両側面、キャブ前方から荷台室後方にかけて、二重白ライン（上細・下太）下ライン内に赤抜きで「EBINA CITY FIRE DEPARTMENT」と記入すること。上ラインを用い、「S」を大きく記入し、上ラインの上部に「UPPORT」と記入すること。「S」の文字は、丸ゴシック体は用いず、視認性の高い直線で構成し、不要な丸みや曲率を持たせないこと。
  - ケ リア開口部上部の右側に「神奈川 海老名消防」と記入し、「海老名消防」下部に二重白ライン（上細・下太）を記入すること。
  - コ リアゲート最上段に、「EBINA CITY FIRE DEPARTMENT」最下段は、左側に「SUPPORT」右側に「海老名支援1」と記入すること。
  - サ キャブ上部に、対空表示「神奈川 海老名支援」と記入すること。
  - シ 左右ドア後方に、海老名市消防隊ワッペンを貼付すること。
  - ス 左側側面内折り戸（窓付き）前方（右側も同様の位置）に、緊急消防援助隊ロゴマークタイプ1を貼付すること。
  - セ リア開口部上部の左側に、緊急消防援助隊ロゴマークタイプ2を貼付すること。
  - ソ リアゲート中段に、左から海老名市救助隊ワッペン、海老名市消防隊ワッペン、海老名市救急隊ワッペンを貼付すること。
  - タ 発注者が指示する箇所に、取付け方法概要及び注意又は厳禁等の表示を施すこと。
  - チ 両側面下部に、再帰性反射材（バッテンバーグ）を貼付すること。
- (2) 詳細については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。

## 第5章 消防デジタル無線及びAVM

- 1 無線機及びAVM装置一式は、納車後に発注者が別途契約し設置するため、本体及び付属装置の設置予定箇所に留意し、運用に支障がないように配慮すること。ただし、取付けに必要な各種配線は、受注者において敷設すること。
- 2 納車後に発注者が設置する無線及びAVM装置一式とは、無線機本体、ハンドセット、スピーカー、AVM装置本体、遠隔操作装置及びAVM操作部モニターとするため、すべての配線を施しておくこと。
- 3 荷台室内の適当な位置に、1箇所外部無線送話機取出口（以下「無線ボックス」という。）を設置すること。（位置の詳細については、別途協議とする。）
- 4 無線障害防止のため、要所にアースボンディングを行うこと。
- 5 各機器の配線は、電気容量と長さに十分な余裕を有するとともに、フレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護及び防水措置を完全に施すこと。
- 6 詳細については、発注者が指定するメーカーと十分協議を行うこと。

## 第6章 その他

- 1 取付品取付け装置及び付属品については、別表のとおりとする。
- 2 メーカー及び品名が指定されているものについて、同等品以上又は後継品を納める場合は、事前に発注者の了承を得ること。
- 3 発注者は、落札決定後、速やかに仮契約書データを送付する。受注者は受領したデータの内容を確認のうえ、送付日から1週間以内に仮契約書を作成し、押印のうえ、提出すること。
- 4 海老名市環境配慮マニュアルに基づき対象となる事項について環境配慮を行うこと。

## 別表 装備品等一覧

### 1 シャシ

品名	備考	個数
シャシ	3トン級以上のシャシ	1

### 2 車体艤装

品名	備考	個数
車体艤装	製作	一式

### 3 取付品及び取付装置

品名	備考	個数
消防章（台座含む）	メッキ製	1
車幅灯	純正品	一式
路肩灯	純正品	一式
リアゲート	GⅢ1500（極東開発）	一式
電子サイレンアンプ マイク付き	SAP - 520（PATLITE）	1
集中操作スイッチ	SBW - D1（大阪サイレン）	1
赤色灯 （フロントグリル）	LPT - 1（PATLITE）	2
赤色灯 （キャブ正面上部）	LPT - 3 LPT - 1クリアレンズ （PATLITE）	6 6
赤色灯 （キャブ左右）	LPT - 3 LPT - 1クリアレンズ （PATLITE）	2 2

赤色灯（荷台室左右）	LPT - 3（PATLITE）	8
赤色灯（後方）	LPT - 3（PATLITE）	4
作業灯（荷台室左右）	LPC - 4（PATLITE）	8
作業灯（後方）	LPC - 4（PATLITE）	2
助手席照明灯	CL-SLPH（WHELEN）	1
サスペンション強化及びスタビライザー	純正品	必要数
寒冷地仕様	純正品	必要数
パワーステアリング	純正品	必要数
エアコン装置	純正品	必要数
電動格納式ミラー	熱線入り	必要数
後退警報装置	純正品	必要数
エアバッグ		必要数
パワーウィンド		必要数
集中ドアロック	純正品	必要数
AM・FMラジオ	標準仕様	1
カーナビゲーションシステム	チューナレス仕様	1
LEDヘッドランプ	純正品	必要数
LEDフォグランプ	純正品	必要数
フロントバンパースポイラー	純正品	必要数
フロントグリル		1
サンバイザー	純正品	必要数
サンドバイザー	運転席・助手席	2
泥除けゴム	全輪	必要数

ナンバーフレーム		必要数
ドライブレコーダー	ICHICOH 製 STR-200N (バックアイカメラ、64GSD カード含む)	1
E T C 車載器	E T C 2.0 (セットアップ含む。)	1
A C / D C インバーター		一式
デジタル時計		1
防水防汚性能シートカバー	全席 青色	一式
給湯タンク		一式
給湯器		一式
灯油タンク	給湯器用	一式
外部シャワー		一式
サイドオーニングテント		一式

#### 4 付属品

品名	備考	個数
フロアーマット		一式
スペアタイヤ		1
タイヤチェーン		一式
ブースタケーブル		1
標準工具	純正品	1
非常停止版	純正品	1
牽引ワイヤー		1
スタットレスタイヤ	令和 8 年式 (全て同一製造月)	一式

シャッター鍵		2個
予備鍵		2個
ボートカバー	既存ボート対応のもの	2枚
予備ヒューズ		一式

# 内 訳 書

件名：資器材搬送車購入（海老名支援1更新）

品 名	数 量	金 額
シャシ	1台	円
艀装	一式	円
小 計		円
消費税相当額及び地方消費税相当額		円
合 計		円

# 海老名市役所環境方針

## 基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球的規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

## 基本方針

この基本理念に基づき、市が行う各種事務事業の執行について、関連する環境法規制、協定及びその他の同意事項を順守し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を積極的に推進します。

また、市民等の利害関係者の環境問題に関わる要望、意見のうち可能なものを市の環境活動に反映させるほか、国及び県その他の組織等から市に伝えられる環境関連情報、市が収集・分析した情報及び市が環境関連政策として発信すべき情報を、必要に応じて市民をはじめとする利害関係者に伝えると同時に必要な啓発に努め、環境問題に対する地域全体の意識向上を目指します。

これらの取組みにあたっては、実現可能なものから、目的・目標として設定するとともに、市の環境マネジメントシステムはもとより、市の環境問題に対する取組み全体を継続的に改善・向上させます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2014年6月19日

海老名市長 内野 優

## ● 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。

これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

### 環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境	(1) 緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2) 水 辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3) 動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1) 資 源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2) 大 気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気汚染
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき地域的な大気汚染
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3) 水 質	①庁舎、公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
		③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4) 土 壤	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5) 廃棄物	①一般廃棄物
②産業廃棄物		
③リサイクルできる排出物		

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
3 生活環境	(1) 騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2) 振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
		③施設の空調機等電気・機械設備の振動
	(3) 悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭
	(4) 人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上
		②薬剤等の使用による人への影響
		③事業活動によって生じる人への影響
	(5) 地域生活環境	公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

● 「計画・実施」時に配慮する事項

1 7. 物品購入

	配 慮 す る 事 項	環 境 要 素
1	購入物品の納品に伴い排出される廃棄物は、適正に処理する。	2-(5)-①・③
2	購入物品納品時の運搬車両の台数制限に努める。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
3	購入する物品については、海老名市グリーン購入基本方針に沿って商品の選定に努める。	1-(1)-① 1-(2)・(3) 2-(1)-①・② 2-(2)-①
4	物品の納品等に使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
5	購入物品の納品回数を少なくするようにする。	1-(1)-① 2-(1)-①・② 2-(2)-①
6	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮することに努める。	1-(1)-① 2-(1)-② 2-(5)-①